

——— はじめにお読みください ———

SGホールディングスグループ健康保険組合からのお知らせ

被保険者・被扶養者の皆様へ

日頃は、当組合の運営についてご協力いただき、ありがとうございます。

さて、この度、当組合では、すでに健康保険の被扶養者として認定されている家族の方が、現在も引き続き被扶養者としての資格を満たしているかどうかを確認するための調査を行います。

実施要項は下記のとおりです。

記

調査対象者 平成31年1月1日以前に認定された家族の方

提出書類

- 「**家族資格調査書**」[別紙]（以下「調査書」）
※対象者1名につき1枚。P3「2.「調査書」記入例」参照
- 必要書類**
※P4～P5「3.必要書類」および別紙「家族資格調査書」参照
※新型コロナウイルスの影響により今回のみ提出書類に変更があります。

提出期限

令和2年8月28日（金）

提出先

各営業所・各事業場のご担当者（安全推進課等） ※封筒を再利用して提出

注意事項

- 提出期限までに「調査書」および必要書類を提出しない場合は、被扶養者としての資格の確認ができないため、さかのぼって資格喪失となり「保険証」が使用できなくなりますので必ずご提出ください。
- さかのぼって資格を抹消した場合、受診された医療機関の健保負担分は、後日返還請求をさせていただきます。抹消の手続きが必要な方は、早急にご提出をお願いします。
- 調査の結果、認定基準から外れていると判定された方は、被扶養者抹消手続きが必要となります。その際は、「健康保険被扶養者異動届」と当組合の「保険証」とその他必要な添付書類を各事業所の健康保険事務担当者に提出してください。
- すでに抹消手続済の方（保険証に名前の記載がない場合）については「調査書」の備考欄に『扶養抹消手続済』と記入し、「調査書」のみご提出ください。
※保険証を確認いただき名前が記載されている場合は、現時点でまだ手続きが行われていません。
- 必要書類の取得に関わる費用や交通費は、全額自己負担となります。

お問合せ先

SGホールディングスグループ健康保険組合専用コールセンター
TEL 03-5213-4419 平日 9:00～17:00

個人情報保護の取り組みにつきましては、当組合ホームページ<https://www.kenpo.gr.jp/sgh/>の「個人情報の保護について」をご参照ください。委託にあたっては委託先「株式会社 法研」の適正な管理および監督を行います。

1. 資格調査の流れ



(1) 被扶養者の認定基準の確認

被扶養者には、保険料を負担しないで給付を受けられる代わりに、親族関係(続柄)と扶養状況(被扶養者の収入状況)について、一定の要件を常に満たしている必要があります。
ご自身でご確認いただき、認定基準を外れる被扶養者がいる場合は、抹消手続きをしてください。

(2) 「調査書」の記入

※P3「2.「調査書」記入例」参照

「調査書」の被保険者・被扶養者欄の印字内容を確認し、必要事項を記入のうえ、署名・捺印をお願いします。

※印字内容に訂正または変更がある場合は、**赤字**二重線を引き、側に正しい情報を**赤字**でご記入ください。
※氏名、生年月日の訂正がある場合は、別途「健康保険諸変更(訂正)届」と「保険証」を各事業所の健康保険事務担当者まで提出してください。

(3) 必要書類の用意

※P4~P5「3.必要書類」参照

「調査書」に記載された被扶養者全員に該当するすべての必要書類をご用意ください。

(4) 「調査書」と必要書類の提出

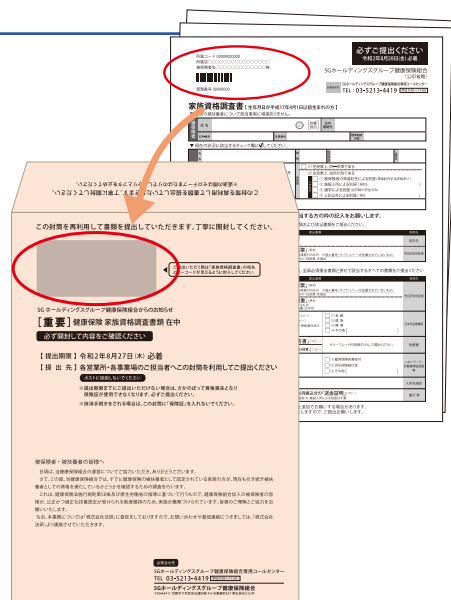
書類を受け取った際の封筒を再利用して、「調査書」と必要書類を封入してください。

返送の際は「調査書」の宛名とバーコードが見えるように封入し、丁寧にきっちり封を閉じて提出してください。

※提出いただいた書類の内容確認後、別途追加で書類を提出していただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

(注):「調査書」を紛失した場合は当組合のHPトピックスよりダウンロードしてください。

(注):ポストには投函しないでください。



2. 被扶養者の認定基準

被扶養者になれる範囲

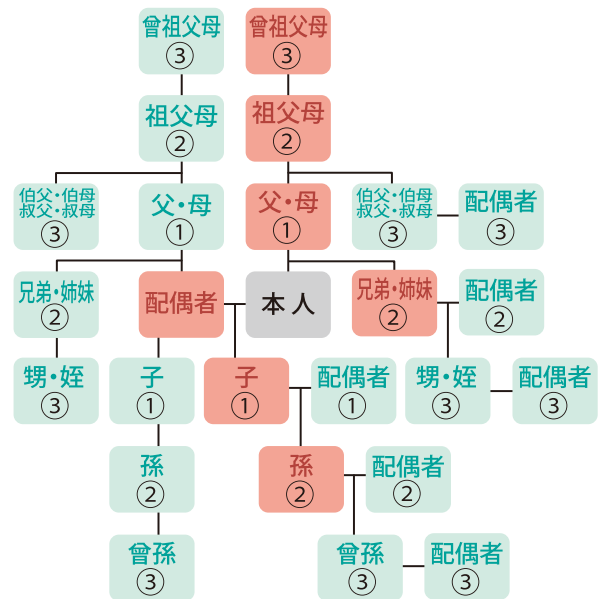
健康保険が認める被扶養者の範囲は、被保険者本人から見て3親等内の親族であり(民法上の親族と同一ではありません)、主として被保険者の収入で生計を維持している必要があります。

さらに**同一世帯**※が要件とされる親族もあります。

※「被保険者と住居および家計を共同にすること」をいいます。

被扶養者が別居している場合
被保険者は、別居している被扶養者に生活費として仕送りをしている実績が必要となります。

キャッシングサービスご利用明細			
ご利用ありがとうございます。お取引内容をお知らせいたします。お取引内容をお知らせいたします。			
取引銀行	取引店	口座番号	●●●銀行
取扱店	お取引日	時刻	
01234	2019-12-20	14:43	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥ 234,567	¥ 540	
お取引後の残高(円)		おつり	
¥ 765,432		¥ 3	
振込金受取書 電信			
●●●銀行			
普通 012345678			
〒100 0000			
お名前 〇〇〇			
〒100 0000			
電話番号 03-0123-4567			
取扱番号 0123456			



■同・別居可
 ■同居が条件
 ※配偶者は内縁の方を含みます。

① 1親等
 ② 2親等
 ③ 3親等

被扶養者の収入基本基準

60歳未満の場合

- 月額108,334円未満
- 年収130万円未満
- 被保険者の収入の1/2未満

すべての条件を満たすこと

60歳以上の場合または60歳未満で障害年金を受けられている場合

- 月額150,000円未満
- 年収180万円未満
- 被保険者の収入の1/2未満

すべての条件を満たすこと

収入とは

給与・パート収入(交通費含む)、事業収入、公的年金(各種年金すべて含む)、失業給付金、傷病手当金、出産手当金、株式配当金、利子収入等、他。課税非課税問わず、すべての収入です。



別居の場合の収入基本基準

左記の基準に、被扶養者の収入を上回る仕送り(送金)がないと認定継続できません。

認定外の同居のご家族

例えば、父母等どちらか一方を扶養に入れている場合、扶養認定されていない方の収入も確認のうえ、認定継続できるか判断します。

※子や兄弟姉妹等も同様

父・母等の扶養認定

父・母等のそれぞれの収入を確認のうえ、認定継続できるか判断します。

NEW 国内居住要件 ※2020年4月より改正

健康保険法第3条7項等の法改正被扶養者等の要件に国内居住要件が追加されました。

現在、日本国内に住所を有しない被扶養者は、2020年4月1日の施行に伴い、被扶養者の要件に該当しなくなります。

日本に居住していない被扶養者のうち、日本に生活の基礎があると認められる被扶養者については、例外的に国内居住要件を満たすこととなりますが、届出が必要となります。

2. 「調査書」記入例



必ずご提出ください
令和2年8月28日(金) 必着

事業所名 ○○○○(株)
所属コード 00000000
所属名称 ○○支社○○本部
被保険者名 健保 太郎 様
管理番号 000000 (0/0)

SGホールディングスグループ健康保険組合
(公印省略)

お問合せ先 SGホールディングスグループ健康保険組合専用コールセンター
TEL : 03-5212-4410 (受付時間 9:00~17:00)

すでに保険証から名前が
抹消されている場合は、
赤字二重線を引き備考欄
にも記入

勤務先等で、発行された当組合
以外の「保険証」を持っている方は
「持っている」にチェックを入れる

必ず記入
※連絡することがあります

印字内容に訂正または
変更がある場合は赤字
二重線を引き、正しい
情報を記入

資格調査書【生年月日が 自署・捺印 日以前生まれの 日中連絡先 090-1234-5678】

▼ 下記の被扶養者について該当事実に相違ありません。

被保険者	氏名	健保 太郎	自署・捺印	日中連絡先	090-1234-5678
被扶養者	記号・番号	1234-5678	社員番号	1234	標準報酬月額
					1234567

▼ 現在の状況に該当するチェック欄に☑してください。

被扶養者	氏名	健保 花子	続柄	妻	生年月日	S62.6.3	7.23	遠隔地
職業等	給与収入有	自営業	無職	学	職業等	当組合以外の保険証を	持っている	同別居
備考	住民票上、同一世帯である	住民票上、住所が別である	被保険者の単身赴任による別居(単身赴任手当支給あり)	施設入所による別居(施設名:)	通学による別居(全日制の学生のみ)	上記以外による別居(理由:)		

被扶養者が【学生の方】か【学生以外の方】か、該当する方の枠に記入してください。

▼ チェック欄に☑のうえ、以下の必須書類および該当書類を提出してください。

学生の方

必須	提出書類	取得先
☑ 全員必須提出書類	被扶養者の「在学証明書」[原本] ※全日制以外の学生は「所得証明書」も提出 ※令和2年7月1日以降発行のもの	7 就学先
	被扶養者を含む世帯全員の「住民票」[原本] ※1世帯1部可 ※続柄のある令和2年8月1日以降発行のもの ※個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの ※別居の場合、被保険者世帯・被扶養者世帯両方の「住民票」を提出	1 市区町村役場

学生以外の方

▼ 該当収入状況のチェック欄に☑のうえ、全員必須提出書類と併せて該当するすべての書類をご提出ください。

必須	提出書類	取得先
☑ 全員必須提出書類	被扶養者を含む世帯全員の「住民票」[原本] ※1世帯1部可 ※続柄のある令和2年8月1日以降発行のもの ※個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの ※別居の場合、被保険者世帯・被扶養者世帯両方の「住民票」を提出	1 市区町村役場
	被扶養者の令和2年度「所得証明書」[原本] ※平成31年1月～令和元年12月の収入を証明するもの ※「源泉徴収票」・「特別徴収額の決定・変更通知書」は不可	2 市区町村役場
該当状況	被扶養者の「年金振込通知書」[コピー] または「年金額改定通知書」[コピー] ※令和2年中に発行された直近のもので年金額・受給者氏名の記載があるもの ※源泉徴収票は不可	4 日本年金機構等
	被扶養者の令和元年年分「確定申告書」[コピー] 被扶養者の「収支内訳書」(または「青色申告決算書」)[コピー]	5 税務署
	被扶養者の手当の受給金額がわかるもの	6 ハローワーク・労働基準監督署等
	被扶養者の「入所証明書」[原本]	入所先施設
	被扶養者の令和元年7月～令和2年6月振込分の「送金証明」[コピー] ※被保険者の単身赴任による別居(赴任手当支給あり)・施設入所による別居は不要	3 銀行等

配布している調査書は2種類あり、お手元の調査書と異なる場合があります。

4 「年金振込通知書」または「年金額改定通知書」[コピー]

【いつ】

令和2年に発行された直近のもの

【取得先】

日本年金機構等

【目的】

直近に支給された年金の種類と金額を確認します。

【注意点】

- 1) 受給者氏名のわかる部分も必要
- 2) 受給しているすべての年金(老齢年金・遺族年金・障害者年金・個人年金・企業年金等)を提出

※「公的年金等の源泉徴収票」では代用できません。



『年金支払額』

『控除後振込額』

5 「確定申告書」一式[コピー]

【いつ】

令和元年分のもの

【取得先】

税務署

【目的】

自営業収入、株、不動産収入等があった場合、その総額と経費を確認します。

【注意点】

- 1) 確定申告書と、経費の内訳の確認できる「収支内訳書」や「青色申告決算書」を併せて提出
- 2) 確定申告をしていない場合は、収入および経費の内訳のわかる書類を提出

【抹消対象】

差引金額が130万円以上の方は令和2年9月1日付で抹消手続きが必要です
P6「4.扶養からはずす手続きについて」の⑤を参照のうえ、手続きを行ってください

「確定申告書」

「収支内訳書」

『総収入額』

『差引金額』

6 「雇用保険受給資格者証」[コピー]・「労災保険療養・休業補償給付金等支給決定通知書」[コピー]

【いつ】

令和元年7月1日以降のもの

【取得先】

ハローワーク、労働基準監督署等

【目的】

受給している(していた)手当の受給期間と日額を確認します。

【注意点】

- 1) 全ページのコピーを提出

「雇用保険受給資格者証」

7 「在学証明書」[原本]

【いつ】

令和2年7月1日以降発行のもの

【取得先】

学校

【目的】

子が全日制の学生であることを確認します。

【注意点】

- 1) 学生証[コピー]不可
- 2) 学生で別居している場合、別居先に認定外の家族がいる場合は、その家族の収入も確認します
- 3) 全日制の学生以外は「所得証明書」もご提出ください

「在学証明書」

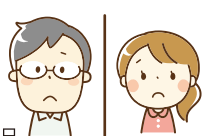
「学生証」

4. 扶養からはずす手続きについて

以下の①～⑦に当てはまる場合は、被扶養者の扶養を外す抹消手続きが必要です。「被扶養者異動届」に必要な事項を記入し、「保険証」と一緒に各事業所の健康保険事務担当者へ提出してください。

※「被扶養者異動届」は当健保組合ホームページの「各種届出・申込方法」→「届出・申請用紙一覧」から印刷していただくか、各事業所の健康保険事務担当者までお申し出ください。

※「調査書」と「必要書類」の提出も必要です。「異動届」・「保険証」とは別封筒に入れてご提出ください。

① 勤務先の健康保険に加入したとき。  [抹消日] 資格取得日	書 類 「被扶養者異動届」 - 当健保組合の「保険証」[現物] - 新「保険証」[コピー] 発行元 - 当健保組合ホームページ等 - お手元 - お手元
② 離婚・死亡・結婚したとき。  [抹消日] 事由発生日	「被扶養者異動届」 - 当健保組合の「保険証」[現物] - 離婚の場合離婚した年月日が確認できる書類(離婚届の「受理証明書」等)[コピー] 死亡の場合死亡した年月日が確認できる書類(「死亡診断書」等)[コピー] 結婚の場合結婚した年月日が確認できる書類(婚姻届の「受理証明書」等)[コピー] - 当健保組合ホームページ等 - お手元 - 市区町村役場 お手元
③ - 同居条件の被扶養者が別居したとき。 (被保険者の直系尊属・配偶者・子・孫・兄弟姉妹を除く三親等以内の親族) 「住民票」が別世帯で送金していないとき。  [抹消日] 別居した日	「被扶養者異動届」 - 当健保組合の「保険証」[現物] 「住民票」[原本] ※別居した年月日が確認できるもの - 当健保組合ホームページ等 - お手元 - 市区町村役場
④ 他の家族の被扶養者となったとき。  [抹消日] 資格取得日	「被扶養者異動届」 - 当健保組合の「保険証」[現物] - 他の家族の扶養者として交付された「保険証」[コピー]または「健康保険資格取得証明書」[コピー] - 当健保組合ホームページ等 - お手元 - お手元 保険者
⑤ - 年収130万円を超えた、または超える収入が見込まれるようになったとき。 ※60歳以上または障害年金受給の場合は180万円 - 年間収入が被保険者の年間収入の1/2以上になった、または見込まれるようになったとき。  [抹消日] 令和2年9月1日	「被扶養者異動届」 - 当健保組合の「保険証」[現物] - 給与収入が130万円を超えた場合「所得証明書」[原本] 自営業収入の差引金額が130万円を超えた場合「確定申告書一式」[コピー] 年金収入が増えた場合「年金額改定通知書」[コピー] 年金受給が開始した場合「年金証書」[コピー]等収入が確認できる書類 - 当健保組合ホームページ等 - お手元 - 市区町村役場・ 税務署・ 日本年金機構等 (年金事務所)
⑥ 雇用保険失業給付・労災保険療養休業補償給付金を受給したとき。  [抹消日] 手当受給開始日	「被扶養者異動届」 - 当健保組合の「保険証」[現物] 「雇用保険受給資格者証」全ページ[コピー] 「給付金支払決定通知書」[コピー] - 当健保組合ホームページ等 - お手元 - ハローワーク・ 労働基準監督署等
⑦ その他 被保険者との生計維持関係がない方	理由により添付していただく書類が異なりますので各事業所の健康保険事務担当にお問い合せください。

審査の結果、上記以外でも認定基準から外れていると判定される場合があります。
その場合は別途抹消通知をお送りいたしますので速やかに抹消手続きをお願いします。

5. よくある質問

Q.1 本調査は何のために行うのですか？

A.1 健康保険法施行規則第50条に基づき、被扶養者に認定されている方が、健康保険の認定基準を満たしているかを確認し、加入者間の不公平を是正するために行うものです。厚生労働省からも各健康保険組合において、年1回実施するよう指導されております。なお、証明書取得にかかる費用や交通費は全額自己負担となります。

【健康保険法施行規則第50条】

- 保険者は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新または被扶養者に係る確認をすることができる

【厚生労働省通知】

- 厚生労働省保険局長通知（保発第1029004号）
… 被保険者証の検認については、保険給付の適正化の観点から、毎年実施すること
- 厚生労働省保険局課長通知（保発第1029005号）
… 被保険者証の検認または更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること

Q.2 調査書類を提出しないとどうなりますか？

A.2 被扶養者として引き続き資格があるかどうかの確認ができませんので、被扶養者の資格を失効することになります。

Q.3 被保険者・被扶養者とは誰のことですか？

A.3 被保険者とは会社に勤務している従業員です。
被扶養者とは被保険者（従業員）に健康保険上扶養されている家族です。
この調査は、被扶養者（家族）についての調査です。ご提出いただく書類は被扶養者（家族）の書類です。

Q.4 被扶養者はすでに扶養抹消手続きをとりました。現在「保険証」に記載してあった名前は抹消されていますが、「調査書」が送られてきました。どうすれば良いのでしょうか？

A.4 調査対象である被扶養者の方を抽出した時点と、発送までには時間的経過がありますので、「調査書」を受け取られた時点では、すでに手続きが完了している場合もあります。
お手数ですが、氏名を赤字二重線で消し、備考欄に扶養抹消日と抹消理由を記入のうえ「調査書」のみご提出ください。
※保険証に対象者のお名前が記載されている場合は、現時点で扶養抹消手続きがされていないので、早急に扶養抹消手続きが必要です。
今回の調査書類の提出とは別に手続きをしてください。P6「4.扶養からはずす手続きについて」参照

Q.5 令和2年9月に扶養抹消手続きをする予定ですので、今回の書類は提出しなくても良いのでしょうか？

A.5 提出期限（令和2年8月28日）以降に扶養抹消手続きをとる方も、提出は必要となります。

Q.6 別居している母について、「送金証明書」が必要とあります。送金しておらず、手渡ししています。何を提出すれば良いのでしょうか？

A.6 手渡しでは、生計維持の確認ができませんので、被扶養者としての資格を継続できません。仕送りが確認できない月から抹消となりますので、手続きをしてください。
※P6「4.扶養からはずす手続きについて」参照

「送金」として認められません！

- 手渡し
- 家賃
- 水道光熱費の領収書
- クレジットカードなどの支払明細書



Q.7 遠方の学校に入学するため、今年4月に遠隔地申請の手続きをしました。その際、「在学証明書」を提出しましたが、また提出しないといけないのでしょうか？

A.7 「調査書」の備考欄に別居先の住所を記入し、『在学証明書令和2年4月提出済』とご記入ください。「在学証明書」の提出は不要です。

Q.8 送られてきた「調査書」をなくしてしまいました。どうすれば良いのでしょうか？

A.8 当組合HP（<https://www.kenpo.gr.jp/sgh/>）より印刷していただき、「調査書」に被保険者名等、必要事項をすべて記入のうえ、必要書類と一緒にご自身で用意した封筒に入れてください。
封筒に被保険者名、保険証の記号・証番号、社員番号、所属店名を記入のうえ、各事業所の健康保険事務担当者までご提出ください。